

第24期第29回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和4年10月5日(水曜日) 13:30~14:20

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	片上和彦	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第11番	高橋征三		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第7番	高橋眞次	第12番	池田辰夫
第8番	藤田隆	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員 6人

農業委員	第2番	岡田	充
農業委員	第10番	古川	一豊
推進委員	第3番	加藤	宏司
推進委員	第5番	小野	義尚
推進委員	第6番	井下	八郎
推進委員	第13番	高橋	秀実

3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	近 藤 弘 二	事務局 次長	藤 田 美 保
農政 係 長	中 森 由紀子	主 任	井 上 貴 清
会計年度任用職員	齊 藤 麻 里		

4 傍聴者

な し

5 議事日程

農地関係	農用地利用集積計画、農地法第5条申請の審議等について
農政関係	農地パトロールの結果について



13時30分開会

近藤事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員10人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

本日は雨などもあり多少肌寒い気候ですが、委員の皆さんも体調管理に十分留意していただきたいと思います。季節は実りの秋を迎え稲作も中生となり、昨年、今年と品質が良い米が収穫されているようですので、生産者の方には喜ばしいことではないかと思っております。また、来年に向けて様々な準備もございますが農業委員としての活動についても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただいまから第29回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号及び議案第2号、農政関係は「農地パトロールの結果について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において高橋 征三委員と小野 春

雄委員を指名いたします。両委員さんよろしく願います。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項、第2号は意見事項となっております。加えまして報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

藤田会長

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供しますが、高橋 征三委員、伊藤 繁次郎委員及び、渡邊 勝俊委員が関係しておりますので、退室願います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(委員退席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局から議案の説明をお願いします。

藤田事務局次長

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田24筆、畑23筆、合計面積41,873.30㎡でございます。

2ページをお開きください。

50番の(1-1)さんから78番の(1-29)さんまでの29件ございまして、内訳といたしましては、再設定が29件。期間は、1年間で2件、3年間で16件、5年間で10件、10年間で1件。利用権の種類は、使用貸借権が25件、賃貸借権が4件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、50番から78番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

それでは、議案第1号の審議が終了しましたので、委員の入席を求めます。ここで暫時休憩いたします。

(休憩後、委員の入席)

藤田会長

休憩前に引き続き会議を開きます。

6ページをお開きください。

議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

井上主任

議案第2号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は12件です。

7ページを御覧ください。

155番、政枝町三丁目、田2筆、譲受人は(2-1)さん。内容は賃貸共同住宅2棟227.73平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

156番、多喜浜三丁目、畑1筆、譲受人は(2-2)さん。

内容は自己住宅 86.12 平方メートル、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

157 番、八幡一丁目、畑 1 筆、譲受人は（2-3）さん。内容は自己住宅 110.29 平方メートル、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

8 ページをお開きください。

158 番、田の上四丁目、田 2 筆、譲受人は（2-4）さん。内容は建売住宅 9 戸 447.12 平方メートル、1,000 平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可も併せて申請されております。農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

159 番、土橋一丁目、田 1 筆、譲受人は（2-5）さん。内容は貸し露天駐車場、農地区分は用途地域であるため第 3 種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

160 番、高田一丁目、畑 2 筆、譲受人は（2-6）さん。内容は自己住宅 77.01 平方メートル、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9 ページを御覧ください。

161 番、外山町、田 7 筆、譲受人は（2-7）さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、一体利用地として、宅地 150.22 平方メートルおよび用途廃止の水路 71.41 平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第 2 種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

162 番、国領一丁目、畑 1 筆、譲受人は（2-8）さん。

内容は貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地1,225.21平方メートルがあり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

163番、大生院字本村、畑1筆、譲受人は(2-9)さん。内容は自己住宅259.19平方メートル、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

164番、土橋一丁目、畑3筆、譲受人は(2-10)さん。内容は建売住宅2戸194.62平方メートル、一体利用地として、宅地242.74平方メートルがあり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

165番、船木字高祖、畑2筆、譲受人は(2-11)さん。内容は露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

166番、落神町、田1筆及び畑1筆、譲受人は(2-12)さん。内容は自己住宅73.70平方メートル及び宅地進入路、駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

以上、155番から166番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、155番から166番までについて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

11ページを御覧ください。

報告事項は「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。事務局から報告をお願いします。

藤田事務局次長

引き続き農業経営を行っている旨の証明についてご報告いたします。

租税特別措置法第70条の6第32項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中、3年ごとに、引き続き納税猶予農業経営を行っている旨の証明等を添えて税務署に届け出ることとなっております。

11ページをご覧ください。

第2番、第3番の2件でございます。

第2番、郷、下泉町、東雲町、田6筆、畑2筆、面積計7,058平方メートル、相続人は、(報-1)さんです。被相続人は、(報-2)さんです。

相続開始年月日は、平成21年11月27日、地元委員の塩見敏夫委員さん、高橋征三委員さん、安藤育雄委員さん、小野義尚委員さんと事務局が該当農地を現地調査して適正に運営されていることを確認いたしました。

第3番、東雲町、田1筆、面積675平方メートル、相続人は、(報-3)さんです。

被相続人は、(報-4)さんです。

相続開始年月日は、平成21年11月27日地元委員の安藤育雄委員さんと事務局が該当農地を現地調査して適正

に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

続きまして、12ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、13時55分から総会を再開いたします。

(休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、御案内しておりましたとおり、「農地パトロールの結果について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

中森農政係長

委員の皆様には、大変お暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日、お配りしました農地パトロール集計結果一覧表をご覧ください。

上の表は、昨年の調査を行った結果を基に作成したもので、下の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

昨年度までは農協の支所ごとに算出しておりましたが、システムの関係から今年度からは全体の数値でしか算出できなくなっておりますのでご了承ください。

この数値につきましては、営農再開や保全管理以外のものの合計を算出しております。

今年度の結果でございますが、下の表をご覧ください。

遊休農地のうち、緑区分が29万1千684.50平方メートル、黄区分が57万5千123.89平方メートルで、合計が86万6千808.39平方メートルとなっております。

新居浜市の全体の農地面積が、1,311万6千953.05平方メートルですので、農地面積に占める遊休農地の割合は約6.61パーセントとなります。

昨年度と今年度を比較してみますと、遊休農地は増加しており全体で、227筆、15万6千388.87平方メートル増加し、農地面積に占める遊休農地の割合としては、約1.27パーセント増加しています。

次に、今回の担当委員ごとの調査結果については、調査表と地図をご覧ください。調査票の右から二列目のピンク色の欄に今回の調査結果を表示しています。パトロール結果により、アが営農再開、ウが保全管理、×（緑）又は×（黄）が遊休農地となっております。また地図の方には、今回の調査結果を基に色を塗っております。営農再開はピンク色、保全管理は青色、遊休農地のうち、緑区分と判定された箇所は緑色、黄色区分と判定された箇所は黄色となっております。

調査表にある地番を元に地図を見ていただいて、その場所を遊休農地と判定することに間違いはないかどうかの確認をお願いします。パトロールの時には管理できていなかったが、その後草刈り等をして管理されているところなどあれば、個別に連絡をお願いいたします。また、赤線で囲んでいるところは、今後注意してみたいこうという場所です。

次に、意向調査（例）をご覧ください。今回の調査により、遊休農地と判断された所有者、耕作者の方に、事務局の方で、意向調査を実施します。今年意向調査を送る対象は、今回のパトロールの結果で新規で追加された農地の所有者、耕作者です。

意向調査は今月中に送付し、11月末期限として回収し

たいと思っています。今後の意向が分かっているなど意向調査の対象から外したい人がいる場合はお知らせください。意向調査の結果、中間管理を利用したいとの回答であれば、中間管理機構へ連絡し、農業委員会へあつせんを希望するとのことであれば、ホームページにも掲載し、借り手を探すこととなりますので、各地元の委員さんにもお願いすることがあると思いますので、御協力をお願いいたします。

パトロール結果の修正と利用意向調査対象から外す人の連絡については、10月12日水曜日までをお願いします。

以上で説明を終了します。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

宇野委員

パトロールを実施している中で、畑として利用されていたところが放棄地となっており、その台帳地目が山林である土地が私の調査範囲で相当あります。この状況を解決しなければならないと考えておりますが、農業委員会として何か方策はあるのでしょうか。

近藤事務局長

今回のパトロールを農業委員さん、推進委員さんをお願いする際に、システムから登記地目が田畑の土地を抜き出しておりますので、宇野委員さんが指摘された土地についてはパトロールの調査外であるかと思えます。確かに現況が農地であれば農地法の適用を受けることとなりますが、その土地を耕作しなくなり荒れた土地となったとしても、登記上の地目が山林であれば、農業委員会としての指導は行えないものと考えております。

宇野委員

そのなかで、隣接して家が建っているところがあります。畑として利用していた時は問題なかったのですが、放棄地となったことで、草が家の敷地に入り込んだり、害虫が発生したりして生活に支障が出ております。市役所でこのような事例に対処する部署はないのですか。

近藤事務局長

農地であれば農業委員会が、雑種地等であればまち美化

条例に基づいて廃棄物対策課が雑草処理のお願いを行います。地目が山林の場合、調べてはみますが市役所において指導する部署はないと思われますので、当事者同士の話し合いになってくるかと思えます。

藤田会長

実際、隣地の方が苦情を言っておられるということですので、当事者同士では同じ自治会等でどうしても言いにくいこともあるかと想像しますので、自治会を通して地域コミュニティ課に申し入れを行うということも考えられるかと思えます。

神野委員

パトロールの話ではないのですが、貸借の場合は農地バンク等への誘導が行えますが、売買の場合はどのような対応を行えばよいのか教えていただけたらと思います。

藤田会長

売買に関しては、転用等の話もあるかと思えますので不動産業者に相談されるのが最も良い方法ではないでしょうか。

田坂委員

意向調査について、個人情報等の関係で住所、氏名が得られない中でどのように調査すればよいのですか。

中森農政係長

本日お配りした資料はパトロールに基づき作成しておりますので、農業委員さん、推進委員さんはその結果を見ていただきパトロール後、草刈りを行っていたなど調査票を送らなくてもよい農地について事務局にお知らせ下さい。意向調査については事務局で実施いたします。

藤田会長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

続きまして、事務局から連絡事項がございます。事務局どうぞ。

中森農政係長

資料として配布させていただきましたが、2023年版農業委員、推進委員手帳が11月に発行されますので、必要な委員さんは10月14日までに事務局までご連絡をお願いいたします。申し込まれた方は報酬からの天引きとなります。

藤田会長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第29回新居浜市農業委員会総会を閉
会いたします。

御協力ありがとうございました。

近藤事務局長

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員